

令和4年7月6日

〒120-0033

東京都足立区千住寿町1番1号

株式会社丸昌

代表取締役 山下直樹 様

新潟市中央区新光町6番地2 勤労福祉会館3階

適格消費者団体

特定非営利活動法人消費生活ネットワーク新潟

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

理事長 堀田 伸吾



(連絡先)

〒950-0965

新潟市中央区新光町6番地2 (勤労福祉会館内)

担当 事務局 高杉陽子

TEL 025-384-4021

FAX 025-384-4022

## ご 質 問

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

私どもは、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者の被害防止及び救済を目的とし、不当な勧誘行為や不当条項の使用の中止の申し入れ、差止請求訴訟を行うことを主な活動内容とする特定非営利活動法人(NPO法人)です。

当団体は、消費者団体や消費者問題に取り組む弁護士・消費生活相談員等の専門家、研究者、一般消費者等によって構成しており、令和3年10月20日に消費者契約法13条に基づく適格消費者団体として内閣総理大臣より認定を受け、消費者契約法所定の差止請求訴訟を提起すること

ができる団体となりました。

令和4年3月9日付で「ご質問」をお送りした後、貴社のレンタル規約および販売規約の修正を確認しました。もっとも、同「ご質問」記載の回答期限内のご回答がないばかりか、本日までの間に何らのご回答もないことは、誠に遺憾です。かかる貴社のご対応に鑑み、現在、貴社の修正後のレンタル規約(5)、販売規約(2)の規約に関し、貴社に対する差し止め訴訟の提起を検討しております。

修正後の貴社の規約を確認したところ、レンタル規約(5)について確認すべき事項があると考え、下記のとおり質問いたします。

1 貴社レンタル規約(5)の1文目は、「ご利用に支障をきたす不備がございましたら、至急ご連絡ください。代替品の発送が可能な場合は直ちに手配させていただきます。代替品の発送が間に合わない場合は、不備の内容に応じてご利用代金の一部、もしくは全額をご返金させてください。」と規定しています。

上記規約は、「ご利用に支障をきたす不備」がある場合を除き、当該不備の原因につき、貴社の故意・重過失・過失の有無にかかわらず、交換や返金、解除、損害賠償等を含むあらゆる請求を受け付けない趣旨との理解でお間違いないでしょうか。

2 貴社レンタル規約(5)の2文目、3文目に「ご返金以上の責務は負いかねますのでご了承ください。」と規定しています。上記規約は、貴社の故意や重大な過失によって生じた損害も含め、ご返金以上の責任は負わない趣旨との理解でお間違いないでしょうか。

上記1、2について、当団体の理解に修正すべき点がありましたら、令

和4年7月20日までに当団体宛てに書面にてご連絡ください。万が一、同日までに何等のご連絡をいただけない場合、上記規約について貴社においても当団体と同様の趣旨として理解、運用していることを前提に手続きを進めざるを得ませんことを、あらかじめご了承ください。

敬具